

原安第10200号

平成22年4月1日

プルサーマルと佐賀県の100年を考える会 様

佐賀県知事 古 川 康

要望書の質問事項に対する回答について

平成22年3月5日付けで提出のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。

①

九州電力は資料の中で「解析で得られたデータである」と、どこにも書いていません。佐賀県は、九州電力から実際の試験の結果ではなく、解析で得られた安全要件であるとの説明をうけているのでしょうか。

九州電力からは、輸送物の安全確認においては、実物の1/3の縮尺モデルを落下させる試験も行い、その試験結果から得られたデータなどをもとに解析が行われたものであるということを聞いています。

なお、平成21年2月17日に開催した佐賀県原子力環境安全連絡協議会において、九州電力が説明した資料については、プルサーマル計画全体の進捗状況などを説明した資料であり、輸送の安全性についてはごく簡単にまとめられたもので、実際の試験の結果か、解析の結果かといった詳細は記載されていません。

しかしながら、同協議会において、輸送計画の安全確認を行った国土交通省からは、「MOX燃料の海上輸送の安全確保」について説明されましたが、この説明資料の中では、「安全審査は解析の結果を確認すること」が明記されており、その旨説明も行われているところ です。

②

佐賀県は、九州電力に対して「輸送容器の安全確保」についての説明は、実際の試験によって得られた結果を基にしたものではなく、解析の結果でしかないことを県民に説明させるべきではないかと考えますが、その点について佐賀県知事の見解をお尋ねいたします。

①でもお答えしたとおり、平成21年2月17日に開催した佐賀県原子力環境安全連絡協議会において、国土交通省からは、「MOX燃料の海上輸送の安全確保」について説明されましたが、この説明資料の中では、「安全審査は解析の結果を確認すること」が明記されており、その旨説明も行われているところです。

なお、輸送物の安全確認が、「解析の結果でしかない」ということですが、実物の1/3の縮尺モデルを落下させる試験も行われており、その試験結果から得られたデータなどをもとに解析が行われています。

このような解析の方法は、これまでに得られた様々な実験データなどをもとに妥当性が確認されており、また、「国際規則においても、輸送の安全確認を行うための方法として、解析で実施することが認められている」と聞いています。

③

国の定める規則を遵守していない実態が明らかとなった以上、MOX燃料の海上輸送の事前了解をすべきではないと私たちは考えますが、その点について佐賀県知事の見解をお尋ねいたします。

昨年実施されたMOX燃料輸送に当たっては、国土交通省では、輸送物の安全性について「国の定める規則（法令）を遵守している」ことを確認されたため、事業者に対し確認書を交付されています。

国土交通省からは、

- ▶ 法令では、輸送容器が落下したという条件の下に置くとした場合であっても、臨界に達しないものであることが要求されている。
- ▶ これは、「MOX燃料を実際に装荷した輸送容器そのものを落下させて試験を実施すること」を求めているのではなく、「輸送時に想定される発熱や落下時の衝撃等の条件が、実際の輸送時と同じ（もしくはより厳しい）条件となるよう、きちんと考慮したうえで、それでも輸送物が臨界にならないこと」を、解析を含めて評価するよう要求しているものであり、事業者はこれらの要求を満たした評価を行っている。
- ▶ また、国際規則においても、輸送の安全確認を行うための方法として、解析で実施することが認められている。

と聞いています。

法令では、「同一のもの、つまり実物を実際に落下させる試験を行うよう」求められているものではありません。

従って、国の定める規則を遵守していない実態が明らかになったという指摘は当たりません。